

論文審査の結果の要旨

報告番号	博（経）甲 第 6 号	氏 名	井上 隆
論文審査担当者	主査	杉原 敏夫	
	副査	深浦 厚之	
	副査	林 徹	
<p>題名：中小企業・非公開会社において逆基準性が果たす機能と確定決算基準の継続に関する研究</p> <p>論文審査の結果の要旨</p> <p>本論文は、近年における企業活動の国際化及びグローバル化に対応するため、国際会計基準・国際財務報告基準(IAS/IFRS)の影響を受けた新会計基準の導入に対して、中小企業・非公開会社の立場からこれまでの逆基準性を包摂する確定決算基準の有用性を示し、その間接的採用(税法そのものではなく会計基準)により、IAS/IFRS の影響より派生する会計基準二元化問題に対しても対応可能であることを示したものである。</p> <p>本論文は次の3章及び序章、終章を加えて構成されている。</p> <p>第1章 わが国の制度会計に関する考察</p> <p>第2章 新会計制度がわが国の制度会計に及ぼした影響</p> <p>第3章 国際会計基準・国際財務報告基準が各国等の中小企業の会計制度に及ぼした影響</p> <p>序章においては本論文の基本となる問題認識と目的が示される。中小企業・非公開会社向けの会計計算規程に主眼をおき、IAS/IFRS の採用に際して生じる国内・国外の会計基準の二元化問題に関する考察から、日本の会計制度が逆基準性を包摂する「間接型逆基準性」アプローチによって企業規模の相違による公正処理基準の二元化問題に対応可能であることを明らかにすることを目的としている。</p> <p>第1章はわが国における会計制度の特徴の一つである公正処理基準について過去のいくつかの租税判例に基づいて公正妥当性と認められる会計処理基準を提示し、続いてIAS/IFRS とわが国の新会計基準との収斂に基づくものと確定決算基準の逆基準性に基づくものとの二面からの代表的な確定決算基準廃止論を紹介したうえで、それらの合理性と有用性の予備的考察を行っている。</p>			

第2章では、国際会計基準(IAS/IFRS)や日本の会計基準の基本的特徴を踏まえて、IAS/IFRSに基づく様々な新会計基準の導入がこれまでの会計基準並びに商法、証券取引法、法人税法の各法に及ぼした影響について論じている。特に、新会計基準の導入の実務上の対応として税務基準を特徴とする「中小企業の会計に関する指針」が公表されるに至った経緯を詳細に検討し、日本の会計制度において会計基準の二元化が生じている現状を明らかにしている。

第3章では、国際会計基準、国際財務報告基準に視点を移し、ドイツ、イギリス及び国際会計基準審議会における会計基準の二元化対応に関する考察を行っている。日本と同様に、確定決算基準を採用しているドイツにおいてとられた現実的な対応に着目し、それを「直接的逆基準アプローチ」として日本の制度との対応を試みている。

終章においては、これまでの考察を踏まえてわが国の指針が公表された経緯は外形的にはイギリスのケースと共通性を有する一方、指針の特徴は逆基準性の採用に求められること、日本の会計基準の二元化問題については公正処理基準と逆基準性の組み合わせに基づく「間接型逆基準アプローチ」を採用した確定決算基準により解決をはかることが可能であると結論されている。かくして、間接型逆基準性が果たす機能が明らかになることでIAS/IFRSと新会計基準との収斂や逆基準性の弊害に基づく確定決算基準廃止論に対する反論を試みている。

これらの各章にわたる論究から本論文の基調として、中小企業・非公開会社の現状に立脚した場合、逆基準性が円滑な税務行政を進める上で否定できない要素であること並びに日本の税務会計制度が決算調整の段階で逆基準性に対応可能なように制度設計されていることが学説、法令や判例を引用しつつ丁寧に論証されている。また、逆基準性を巡る諸外国での議論や研究動向にも言及がなされており、日本の会計制度の特質を客観的に論証することに成功している。従来、現行の制度会計の観点から逆基準性の有用性を論拠づける試みはほとんどなかったことから本論文の新規性が認められる。

また、日本の企業の大半を占め、税務行政上も極めて重要な存在である中小企業・非公開会社の現実の姿を直視し、円滑な税務行政を展開するという実務的な方向性が貫かれているということは、本博士後期課程(DBA)の趣旨に合致するものとして高く評価されよう。

本論文の作成においては、著者は多数の文献を読みこなし、その内容展開は広範にわたる学説や法令・判例が踏まえられた成果であることを指摘しておく。また、本研究はまとめる過程において、研究主旨に添った審査制論文を含む3本の参考論文が存在し、学会発表と共に第三者の評価も受けていることなどから博士論文としての評価には十分に対応できるものと考えられよう。

以上のように、本研究は本研究科博士後期課程の目標とする経営意思決定の高度化研究に貢献するところ大であり、審査委員は全員一致で博士(経営学)の学位に値するものと判断した。